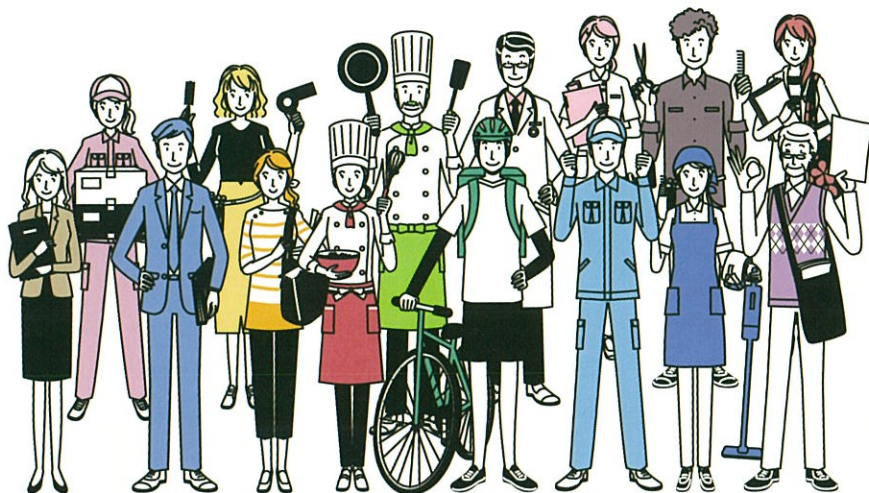


中小企業・小規模事業者の皆さま

厚生労働省都道府県労働局委託事業

# 働き方改革推進支援センター のご案内

働き方改革推進支援センターは  
全国47都道府県にあります。  
各センターでは、社労士等の専門家が  
働き方改革についての  
相談に応じています。  
相談無料、秘密厳守です。



## NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

### センターの支援内容



#### 来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて  
相談に応じます。電話での相談も受け付けています。  
(受付時間:原則 平日午前9時～午後5時)



#### メール相談

メールでの相談も可能です。メールアドレスは  
各センターのホームページにてご確認ください。



#### 企業への訪問相談サービス

社労士等の専門家が会社までお伺いして、1回  
あたり2時間程度、3回を標準として、無料で相談を  
お受けします。オンライン相談も受け付けています。



#### セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを  
開催しています。



詳しくは

働き方改革 特設サイト



で検索

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/>



各都道府県の働き方改革推進支援センターのお問い合わせ先はチラシ裏面をご覧ください ➡



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 令和4年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

| 都道府県名 | 所在地                               | 電話番号          |
|-------|-----------------------------------|---------------|
| 北海道   | 札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階        | 0800-919-1073 |
| 青森    | 青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館          | 0800-800-1830 |
| 岩手    | 盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル3階               | 0120-664-643  |
| 宮城    | 仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル201        | 0120-97-8600  |
| 秋田    | 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階                | 0120-695-783  |
| 山形    | 山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階                | 0800-800-3552 |
| 福島    | 福島市御山字三本松19-3                     | 0120-541-516  |
| 茨城    | 水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2階           | 0120-971-728  |
| 栃木    | 宇都宮市宝木本町1140-200                  | 0800-800-8100 |
| 群馬    | 前橋市元総社町528-9                      | 0120-486-450  |
| 埼玉    | さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号       | 0120-729-055  |
| 千葉    | 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階         | 0120-174-864  |
| 東京    | 千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階615室         | 0120-232-865  |
| 神奈川   | 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階        | 0120-910-090  |
| 新潟    | 新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B    | 0120-009-229  |
| 富山    | 富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階        | 0800-200-0836 |
| 石川    | 金沢市西念4-24-30 金沢M.Gビル3階            | 0120-319-339  |
| 福井    | 福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階          | 0120-14-4864  |
| 山梨    | 中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F                | 0120-755-455  |
| 長野    | 長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F     | 0120-088-703  |
| 岐阜    | 岐阜市神田町6丁目12番 シグザ神田5階              | 0120-226-311  |
| 静岡    | 静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビルB1-B号          | 0800-200-5451 |
| 愛知    | 名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階        | 0120-006-802  |
| 三重    | 津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階              | 0120-111-417  |
| 滋賀    | 大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階              | 0120-100-227  |
| 京都    | 京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 デュピュイ亀屋ビル3階 | 0120-417-072  |
| 大阪    | 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階      | 0120-068-116  |
| 兵庫    | 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F           | 0120-79-1149  |
| 奈良    | 奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館        | 0120-414-811  |
| 和歌山   | 和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル2階2031号        | 0120-547-888  |
| 鳥取    | 鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4階              | 0800-200-3295 |
| 島根    | 松江市母衣町55-4 島根県商工会館7階              | 0120-514-925  |
| 岡山    | 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室       | 0120-947-188  |
| 広島    | 広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル6階              | 0120-610-494  |
| 山口    | 山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル5階              | 0120-172-223  |
| 徳島    | 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階          | 0120-967-951  |
| 香川    | 高松市磨屋町5-9 プラタ 59 203              | 0120-000-849  |
| 愛媛    | 松山市大手町2丁目5-7 別館1階                 | 0120-005-262  |
| 高知    | 高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号 | 0120-899-869  |
| 福岡    | 福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305        | 0800-888-1699 |
| 佐賀    | 佐賀市神野東3丁目1-40 M駅北テナントビル3階         | 0120-610-464  |
| 長崎    | 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F              | 0120-168-610  |
| 熊本    | 熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7         | 0120-04-1124  |
| 大分    | 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階          | 0120-450-836  |
| 宮崎    | 宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302     | 0120-975-264  |
| 鹿児島   | 鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階             | 0120-221-255  |
| 沖縄    | 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター316-B号室     | 0120-420-780  |

相談受付時間 平日9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。





# 【厚生労働省委託事業】働き方改革推進支援事業 訪問相談サービスFAX申込書

相談無料

オンライン相談も  
受付中



(全国共通)

FAX: **03-3548-8466**

全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部 行

※申込受付は2023年3月10日まで



本用紙に  
必要事項を  
記入してください



上記番号にFAXでお送りください  
※FAXに関するお問い合わせ先  
TEL:03-3548-8460



後日、担当する  
専門家から電話又はメールで  
ご都合をお伺いします

|            |         |
|------------|---------|
| 企業名        | 所在地     |
|            | 〒 都道府県  |
| 電話番号       | メールアドレス |
| ( )        | @       |
| 部署・役職名     | ご担当者名   |
|            |         |
| オンライン相談の希望 |         |

有 無

## 希望する相談内容について(優先順位の高い項目から最大3つまで)

- |                                                  |                                             |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応、36協定の結び方 | <input type="checkbox"/> テレワークの実施           |
| <input type="checkbox"/> 労働時間の削減・労働時間管理          | <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応          |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の割増率引上げへの対応        | <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し        |
| <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進             | <input type="checkbox"/> 人手不足対策・従業員の採用・定着対策 |
| <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること          | <input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法      |
| <input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度の見直し           | <input type="checkbox"/> その他                |
| <input type="checkbox"/> 最低賃金引上げへの対応             | ( )                                         |

|           |         |
|-----------|---------|
| 従業員数      | 就業規則の有無 |
| 人(パートを含む) | 有 無     |
| 業務内容(任意)  |         |

ア.建設業    イ.製造業(主な生産物  
オ.卸売業(主な取扱商品  
キ.金融業・保険業    ク.不動産業    ケ.宿泊業    コ.飲食業    サ.生活関連サービス業・娯楽業  
シ.教育・学習支援業    ス.医療施設    セ.福祉施設    ソ.社団法人・NPO法人  
タ.その他( )    )    )    )    )

中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

# NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して

**「働き方改革」を支援します。**

——— 働き方改革で魅力ある職場づくりを! ———

**相談無料**

オンライン相談も  
受付中



どんな相談ができるの? ▶ 詳しくは次のページへ

感染症予防対策  
実施中

令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)

受託者:  全国社会保険労務士会連合会  
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

**働き方改革推進支援センター**



# こんなことで悩んでいませんか？

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、テレワークや時差通勤を実施したいのだが、就業規則は変更しなくていいのだろうか、従業員にはどう伝えたらいいのだろうか。

36協定の作り方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたいのか、分からない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。

就業規則を見直したいが、どこから手を付けたいのか分からない。

パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば、不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)

最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのか困っている。



そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



## 中小企業・小規模事業者の皆さまへ

「働き方改革関連法」の施行が順次、始まっています。

2019年4月より、年次有給休暇の年5日の確実な取得が、

2020年4月より時間外労働の上限規制が施行されています。

さらに、2021年4月からは、同一労働同一賃金への対応が求められています。

対応はお済みですか。今すぐ専門家にご相談ください。

上限規制



有給休暇



同一労働  
同一賃金

## 訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の  
状況把握



— STEP —

解決方法の  
ご提案



— JUMP —

提案後の  
フォローアップ



## 相談は無料

1回2時間程度、3回の  
相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。



厚生労働省では、働き方改革として、以下のような施策をすすめています。

## 長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進

従業員の時間外労働について、臨時的な特別の事情がなければ、月45時間、年360時間以内に収める必要があります。また、年次有給休暇が年10日以上付与される従業員に対しては、そのうち5日を時季指定するなどにより、確実に取得させる必要があります。



◀ 詳しくはこちら  
時間外労働の上限規制の  
パンフレット



◀ 詳しくはこちら  
年5日の年次有給休暇の  
確実な取得パンフレット



## 同一労働同一賃金の実現

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消する必要があります。

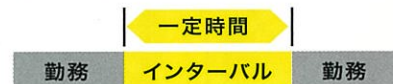


◀ 詳しくはこちら  
多様な働き方の  
実現応援サイト



## 勤務間インターバルの設定

終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を確保する仕組みで、その導入が事業主の努力義務とされています。



◀ 詳しくはこちら  
働き方・休み方改善ポータルサイト

## 不妊治療と仕事との両立

不妊治療を受けやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援しています。



◀ 詳しくはこちら  
厚生労働省HP  
不妊治療と仕事との  
両立のために



## 良質なテレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方として、良質なテレワークを推進しています。



◀ 詳しくはこちら  
厚生労働省HP  
テレワーク普及促進  
関連事業



各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます



## ◀ 相談のお申し込みはこちらから

相談をご希望の方は、働き方改革推進支援センターHPの「訪問相談申込フォーム」、もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。後日、担当する専門家から電話又はメールでご都合をお伺いさせていただきます。



# ..... 2022年4月から対応が必要な改正 .....

## 1

### 育児・介護休業法の改正

従業員が育児休業を取得しやすい環境を整備する必要があります。



#### ●改正の概要● 5つのポイント

POINT  
01

産後パパ育休  
(出生時育児休業)が  
創設されます

施行日: 令和4年10月1日

POINT  
02

雇用環境整備、個別の  
周知・意向確認の措置が  
事業主の義務になりました

施行日: 令和4年4月1日

POINT  
03

育児休業を分割して  
取得できるようになります

施行日: 令和4年10月1日

POINT  
04

従業員数1,000人超の  
事業主は育児休業取得状況の  
公表が義務になります

施行日: 令和5年4月1日

POINT  
05

有期雇用労働者の  
育児・介護休業取得要件が  
緩和されました

施行日: 令和4年4月1日



◀ 詳しくはこちら

厚生労働省HP  
育児・介護休業法について

## 2

### パワーハラスメント対策が中小事業主においても義務化

職場におけるパワーハラスメントについて、防止措置を講じることを義務付け。(労働施策総合推進法)

※中小事業主は2022年3月まで努力義務、4月1日から義務化

#### ●改正の概要●

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)

RULE  
01

事業主の方針等の明確化  
及びその周知・啓発

RULE  
02

相談(苦情を含む)に応じ、  
適切に対応するために  
必要な体制の整備

RULE  
03

職場におけるパワー  
ハラスメントに係る事後の  
迅速かつ適切な対応



◀ 詳しくはこちら

厚生労働省HP 職場におけるハラス  
メントの防止のために(セクシュアル  
ハラスメント/妊娠・出産・育児休業等)  
に関するハラスメント/パワーハラスメント)

以上のほか、プライバシー保護や不利益取扱いの禁止等も講じなければなりません。